<過年度申込用> (稅抜)

平成 14 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・その他の色

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方:	式		特定事業	者コード		特定事業者名	3	
用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(その他の色) の排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.65364	(A)		
清涼飲料等					0.64267	(B)		
酒類					0.67529	(C)		
医薬品					0.75080	(D)		
化粧品等					0.75360	(E)		
上記以外の用途					0.65874	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりゃ	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 8.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式 ※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、 「簡易算定方式」「簡易算定方式」による算定を行って下さい。この場合、「前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量」に簡易算定係数を直接乗じて算定を行います。

用途	前事業年度において 販売した商品に用いた 特定容器の量 小数点第1位を 四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(その他の色) の排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.62095	(A)		
清涼飲料等					0.51414	(B)		
酒類					0.47270	(C)		
医薬品					0.33786	(D)		
化粧品等					0.75360	(E)		
上記以外の用途						(F)		
			③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価	③×④=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)			
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという				8. 7円/kg				

<過年度申込用> (税抜)

平成 14 年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙(申込用紙2)

ガラスびん・その他の色

製造等事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式			特定事業	特定事業者コード			3	
用途	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量小数点第1位を四措五入(kg)	①のうち、自ら又は他者 への委託により回収した 特定容器の量(回収量) 小数点第1位を 四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業 活動により費消した 特定容器の量 小数点第1位を 四 拾五入 (kg) ③	個々の特定事業者の ガラスびん(その他の色) の排出見込量 (kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を 四捨五入 (kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.02479	(A)		
清涼飲料等					0.06206	(B)		
酒類					0.03779	(C)		
医薬品					0.00422	(D)		
化粧品等					0.01894	(E)		
上記以外の用途					0.01537	(F)		
↑ 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりゃ	⑥=(A)~(F)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 8.7円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			

簡易算定方式

※「自主算定方式」による算定ができない場合(「自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量」及び「事業活動により費消した特定容器の量」が把握できない場合)には、

用途	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg)	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(kg)	①のうち、 事業活動により 費消した 特定容器の量 (kg)	個々の特定事業者の ガラスびん(その他の色) の排出見込量 (kg)	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ②	再商品化義務量 小数点第1位を 四 捨五入 (kg) ①×②	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.02479	(A)		
清涼飲料等					0.06206	(B)		
酒類					0.03401	(C)		
医薬品					0.00316	(D)		
化粧品等					0.01894	(E)		
上記以外の用途					0.01383	(F)		
		↑ ※簡易算定方式の	③=(A)~(F)の合計	④=再商品化実施委託単価	③×④=再商品化実施委託料金 <u>(1円未満切り捨て)</u>			
 注1)省令においては、名 (「主たる業種」ごとという		されていますが、わかりゃ		8. 7円/kg				